

令和3年度

二ノ森宿舎屋上防水改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局土地改良技術事務所

第1章 総則

令和3年度二ノ森宿舍屋上防水改修工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び契約図面に示す「防水改修工事特記仕様書」に基づいて実施する。

上記仕様書等に定めない事項は農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、改修標準仕様書、標準仕様書、防水改修工事特記仕様書、共通仕様書に対する追加事項については、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、東北農政局土地改良技術事務所が管理する二ノ森宿舍の維持管理のため、屋上の防水改修を行うものである。

2. 工事場所

宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 10-12

(1) 構造：鉄筋コンクリート造

(2) 階数：地上4階

(3) 建築面積：222.94 m²

(4) 延床面積：891.76 m²

(5) 建築年月：昭和51年3月

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

屋上防水改修 1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 作業時間等

本工事の作業は午前8時30分から午後5時15分までを原則とするが、これによりがたい場合は、予め監督職員の承諾を得るものとする。

また、宿舎内での施工時は住民へ配慮し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2. 住民への配慮

施工対象の宿舎は住民が生活しているため、工事車両の駐車、資材搬入等において、居住者の通行に影響を与える恐れがある場合、また、施工時に住民への配慮が必要となる場合は、事前に監督職員へ報告し承諾を得なければならない。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日として、休日等 37 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日を含んでいる。

第 4 章 現場条件

1. 搬入路

二ノ森宿舎駐車場への搬入路は、幅 5.0m である。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに関係法規を遵守し、周辺住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事に係る交通誘導員は計上していないが、現地交通状況等により必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 安全対策（架空線等公共物損事故防止）

工事区域内に存在する架空線を重機等が横断する場合、適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

4. その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第 5 章 指定仮設

1. 資材搬入機械

本工事の資材搬入機械は 10t ラフテレーンクレーンを使用する計画としている。

2. 敷鉄板

ラフテレーンクレーンのアウトリガ設置箇所には、敷鉄板を敷設するものとし、条件変更に伴い、数量等に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

3. 単管手すり

落下防止のため、屋上に単管手すりを固定ベース、アンカー打込みにより設置するものとし、防水シート敷設計画により、手すり設置範囲等に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

4. 枠組足場

屋上階への通路として枠組足場（手すり先行工法）を設置するものとし、設置位置等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。数量等に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、二ノ森宿舍敷地内であり、詳細については監督職員が別途指示するものとする。

第7章 工事用電力

本工事において使用する電力設備は、受注者において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

塩化ビニル系ルーフィングシート防水 平場部 S-M2 機械的固定工法
// 立上り部 S-F2 接着工法

2. 見本又は資料提出

次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

名称	提出物	備考
防水材	色見本、試験成績書	
樹脂モルタル補修材 (既設防水シート撤去部)	カタログ、試験成績書等	

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 工事期間中の敷地、宿舍への立入り制限

監督職員が指示する工事用地以外の敷地、宿舎へは立ち入りを制限する。

(2) 工事支障物の取り扱い

施工に先立ち、工事の支障となる器具等を確認した場合は、監督職員と打合せの上、支障のない場所に移動を行い、施工後に再設置するものとする。移動に際し汚染及び破損の恐れがある場合は、適切に養生を行うものとする。

また、撤去した結果交換が必要と判断されるものが生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 検測又は確認

1) 本工事の施工段階確認は下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	備考 (施工段階)
屋上防水改修 工事	外観・寸法 取付状況 使用材料	初期施工段階	既設防水層撤去（隆起部）、下地調整、絶縁シート敷設、ディスク設置、立上り部施工、脱気筒設置、シート熱融着

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック類	大青工業（株）	仙台市太白区坪沼字 硯石 56	8:00～17:00	最終処分
無筋コン クリート	大青工業（株）	仙台市太白区坪沼字 硯石 56	8:00～17:00	最終処分

3. 防水改修工事

(1) 防水改修に先立ち、隆起している既設防水層（モルタル下地を想定）を撤去し、樹脂モルタルで段差補修を計画している。撤去範囲は監督職員の立ち会いのもと調査を行うものとし、調査後に撤去範囲図、防水改修計画図、数量計算書を作成し、監督職員から承諾を得るものとする。

(2) 既設防水層（アスファルトルーフィング）にアスベストが含まれている可能性があるため、含有調査を行うものとする。調査箇所、調査方法について監督職員から承諾を得るものとする。

(3) 既設防水層（アスファルトルーフィング）の撤去が必要となった場合は、数量、搬出先等処分方法について監督職員と協議するものとする。

4. 現場発生材仮置き場

現場発生材の仮置き場は以下のとおりである。運搬、配置等の詳細については、監督職員の指示を受けなければならない。

名 称	住 所	適 用
東北農政局土地改良技術事務所	宮城県仙台市宮城野区幸町 3-14-1	既設設備撤去品 (SUS)

5. 現場発生材の扱い

(1) 既設設備撤去品のうち、有価物 (SUS) となるものは分類し、まとめて置くとともに、養生シートを敷設するものとする。なお、現場発生材は、大型の計量器又はクレーンスケール等により検量するものとし、印字紙か写真で確認できるようにする。

(2) 工事施工によって生じた現場発生材について、「共通仕様書」様式 30 「工事現場発生材報告書」を作成し、現場発生材仮置き場で監督職員に引渡さなければならない。

6. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

(1) 建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件とする。

2. 施工管理

施工管理及び品質管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「建築改修工事監理指針」によるものとする。なお、これによらないものについては、監督職員と協議するものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを活用することができる。
- (2) 情報共有システムの活用については、「共通仕様書」に示す情報共有システム活用要領によるものとする。
- (3) 情報共有システムに要する費用は計上していないため、活用する場合は事前に監督職員と協議するものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、「営繕工事写真撮影要領令和3年版（最終改定令和3年3月31日国営建技第23号）」（以下、「営繕工事写真撮影要領」という。）に基づき、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、使用する機器・ソフトウェア、黒板情報の電子的記入に関する取扱い、写真の納品等について、監督職員へ関係書類を提出するものとする。

第11章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 既設構造物やケーブル等が施工の支障となり、撤去・再設置が必要となった場合
- (2) 仮設計画に変更が生じた場合
- (3) 施工前の事前調査により既設防水層の撤去範囲、施工方法、処分方法に変更が生じた場合
- (4) アスベスト含有調査により、既設防水層（アスファルトルーフィング）に含

有していることが明らかとなり、環境配慮工事（飛散防止、除去処理等）が必要となった場合

- (5) 図面に記載のない劣化が確認され、補修する必要がある場合
- (6) 資材流通状況により、手配に時間を要するなど工期変更が必要となった場合
- (7) 工事用車両乗り入れ養生のため、敷鉄板数量が変更となった場合
- (8) 設計変更に必要な調査、設計及び歩掛調査等を監督職員が指示した場合
- (9) 関係機関、第三者との協議により変更が生じた場合
- (10) 現地精査等により、工事内容及び数量の変更が生じた場合
- (11) 情報共有システムに要する費用を計上する場合
- (12) 交通誘導警備員が必要となった場合
- (13) 仮設用地が別途必要となった場合
- (14) 建設資材廃棄物等の処分が追加変更となった場合
- (15) 地域住民と調整が必要となった場合
- (16) その他本特別仕様書に定めのないもの

第12章 その他

1. 電子納品

工事完成図書は「共通仕様書」第1編第1章1-1-37に基づき作成し、工事で作成した書類及び撮影した写真等については、電子データを提出するものとする。

- ・工事関係図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部
- ・工事関係図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

3. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費を補正した試行対象工事である。受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率28.5%(8日/28日)以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たな

い場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

4. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務） 所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務） 所長

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

5. 熱中症対策に係る費用の計上

次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

- 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- 2) ドライミスト
- 3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

6. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

7. 快適トイレの導入に関する試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）*までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）*より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

(5) 照明設備（電源がなくても良いもの）

(6) 付属設備（衣装掛け等のフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

9. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工 種	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
I. 建築本体工事(二ノ森宿舍屋上防水)					
1. 直接仮設工事					
	養生	屋上防水改修(シート)	式	1.0	
	単管支柱、単管手摺り 設置・撤去	屋上作業時の落下防止設備 躯体アンカー固定共	m	65.0	
	仮設材荷揚げ	単管支柱、単管手摺り 解体後の荷下ろし共	式	1.0	
	枠組足場	手すり先行 900 5.4m×14.0m	m ²	75.6	
	安全手すり	枠組本足場用	m	5.4	
2. 既設防水層撤去工事					
	防水面の事前調査		m ²	281.6	
	既設防水シート剥ぎ取り		m ²	75.8	
	既設防水層隆起部撤去	モルタル下地 t=1cm程度	m ²	75.8	
	集積荷下ろし	既設防水シート	m ³	1.0	
	集積荷下ろし	既設防水層撤去材	m ³	1.0	
	立上り部アルミL金物撤去	シール共	m	80.7	
	立上り部防水層撤去		m ²	13.7	
	笠木取合シール撤去		m	80.7	
	既設笠木撤去	SUS W280	m	80.7	
	集積荷下ろし	既設笠木撤去 80.7m SUS W280	m ³	1.0	
	平場撤去部左官補修	樹脂モルタル段差補修	m ²	75.8	
	ドレン廻り左官下地作り		箇所	3.0	
3. 防水改修工事					
	塩化ビニル系 ルーフィングシート防水	平場部 S-M2 機械的固定工法	m ²	264.5	
	塩化ビニル系 ルーフィングシート防水	立上り部 S-F2 接着工法	m ²	43.7	
	防水端部アングル設置	端部 L型65*45 シール共	m	80.7	
	防水端部アングル設置 (コーナー部)		箇所	4.0	
	防水押さえアングル設置	構造物端部 L型10*30 シール共	m	14.2	
	脱気筒設置		箇所	5.0	
	改修ドレン設置	φ100用	箇所	3.0	
	ウレタン塗膜防水	X-2 密着工法 高架水槽基礎他(ハト小屋、昇降路共)	m ²	7.0	
	単管支柱撤去後 柱脚部防水補修	300*300/1箇所	箇所	20.0	

工 種	種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
(1)産業廃棄物処理	産業廃棄物運搬	廃プラ	m ³	1.0	
	発生材処理費	廃プラ	m ³	1.0	
	産業廃棄物運搬	無筋コン	m ³	1.0	
	発生材処理費	無筋コン	m ³	1.0	
(2)現場発生材処理	現場発生材運搬	既設笠木(SUS)	m ³	1.0	
4. 積上共通仮設費					
	敷鉄板		m ²	18.0	
	敷鉄板運搬	片道距離L=30km程度	m ²	18.0	
	ラフテレーンクレーン	10t吊り	日	3.0	
	アスベスト含有調査		式	1.0	

令和3年度
二ノ森宿舎屋上防水改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	防水改修工事特記仕様書（1）	1	
2	防水改修工事特記仕様書（2）	1	
3	付近見取図・配置図	1	
4	二ノ森宿舎屋上平面図・防水改修詳細図	1	
計		4	